

知財・無形資産を取り巻く環境 変化とその開示アプローチ

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
知的財産コンサルティング室 上席主任研究員
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
知的財産コンサルティング室 主任研究員

美濃地 研一
上野 翼



要 約

昨今、知的財産は金融機関や投資家にとっても無視できない存在になってきている。これは、金融機関や投資家に求められる役割の変化に起因しているところもあるが、具体的な動きとして企業の実態や成長可能性等を的確に理解するための重要なツールとして認識され始めている。企業の立場から見て重要なステークホルダーである金融機関や投資家がそのような環境変化の中にあることを踏まえると、企業としても知的財産の側面から自社の強みや成長可能性を魅せていく活動は必須となってくる。つまり、自社はなぜその知的財産を創出することができ、その知的財産があることによって自社の成長をどのように支えていくことができるのか、というストーリー性を持たせた対話を図っていくことが求められよう。本稿では、金融機関や投資家が知的財産に注目するようになった背景を整理しつつ、知的財産を接点とした相互理解を深めていくための方向性等について論じていきたい。

目次

1. はじめに
2. 融資の場面における知財・無形資産
 2. 1 事業性融資の推進等に関する法律が成立
 2. 2 制度の概要と知財・無形資産
 2. 3 金融機関の知的財産への注目は今に始まったことではない
3. 高まる知財・無形資産への注目
 3. 1 コーポレートガバナンス・コード改訂
 - (1) コーポレートガバナンス・コード改訂と知的財産
 - (2) コーポレートガバナンス・コードとは何か
 - (3) コーポレートガバナンス・コード改訂の背景
 3. 2 投資家の考え方
 - (1) スチュワードシップ・コードから紐解く
 - (2) 各種データ等から紐解く
 3. 3 企業は何を魅せていくべきであるか
 - (1) 自社の経営戦略と統合させた魅せ方
 - (2) 人的資本の視点とも統合させた魅せ方
 - (3) 非上場企業に対する示唆
4. おわりに

1. はじめに

昨今、起業を取り巻くステークホルダーの中でも、知的財産が話題になることが増えてきた。例えば、特許庁の施策として「知財ビジネス評価書」⁽¹⁾が提供され始めてから、地域金融機関にとって取引先の知的財産はもはや無視はできない要素となりつつある。また、スタートアップ企業の事業成長に際して知的財産の重要性が指摘される中で、当然 VC も知的財産には着目してきている。さらに、上場企業のコーポレートガバナンスにおいても知的財

産の重要性が掲げられる中で、やはり機関投資家も知的財産をますます注視するようになるだろう。

本稿では、こうした環境変化を改めて整理するとともに、ステークホルダーに対してどのように知財情報を魅せていくべきであるかを考えていきたい。

2. 融資の場面における知財・無形資産

2.1 事業性融資の推進等に関する法律が成立

2024（令和6年）6月7日に「事業性融資の推進等に関する法律」⁽²⁾が成立した。「1.はじめに」で述べたように、地域金融機関にとって取引先の知的財産が無視できない要素になりつつあることや、機関投資家が知的財産を注視するようになってきていることと、この法律が成立したことは無縁ではないだろう。ここでは、この法律の趣旨や概要を紹介する。

2.2 制度の概要と知財・無形資産

金融機関を所管する金融庁では、金融機関に対して、事業性評価、伴走型支援などを通じて、取引先の継続や発展を促すため環境整備を進めている。

そして、この取り組みを一層進めるために「事業者のビジネスモデルを理解することや、事業者へのモニタリング・支援を行うことに対し、金融機関が経済的な合理性を見いだせるような仕組み作りを行うことも重要です。今般、金融庁では、金融機関が不動産担保や経営者保証に過度に依存せず、企業の事業性に着目した融資に取り組みやすくするよう、事業全体に対する担保制度について検討」すると「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料」（金融庁）⁽³⁾には記載されている。

こうした検討の結果、誕生したのが、「事業性評価の推進等に関する法律」である。そして、「企業価値担保権」が創設されることとなった。創設の狙いは、有形資産に乏しいスタートアップや経営者保証により事業承継や思い切った事業展開を躊躇している事業者等の資金調達を円滑化することである。

金融機関側から見ると、以下の図に示すように「ノウハウ、顧客基盤等の無形資産も担保として認識可能」となる。つまり、事業を評価して行う融資は事業価値により担保されることになる。

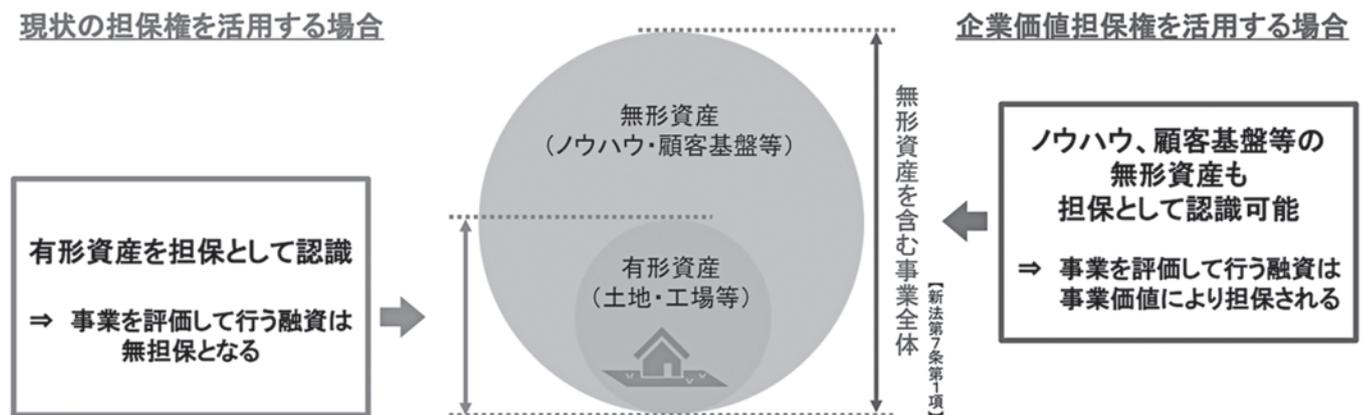


図1 企業価値担保権の活用による事業性評価融資の推進

(資料) 金融庁「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料」⁽⁴⁾

新たな担保権が誕生することになるため、金融機関における実務としては「信託契約による企業価値担保権の設定」や「企業価値担保権の実行手続」などが発生する。「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料」（金融庁）によれば、新設された「企業価値担保権信託会社」が担保権者となる。銀行等には簡易な免許で当該信託会社設立が認められる見通しである。

ただし、信託である以上、対象となる財産の管理が必要であること、つまり、事業継続上、重要な知財であれば、その特定と価値を棄損させないこと等が、管理として必要になるであろうこと等には留意が必要となる。

加えて、実務上、着目している点は、事業性評価融資を推進する支援体制として、「認定事業性融資推進支援機関」を認定するという点である。

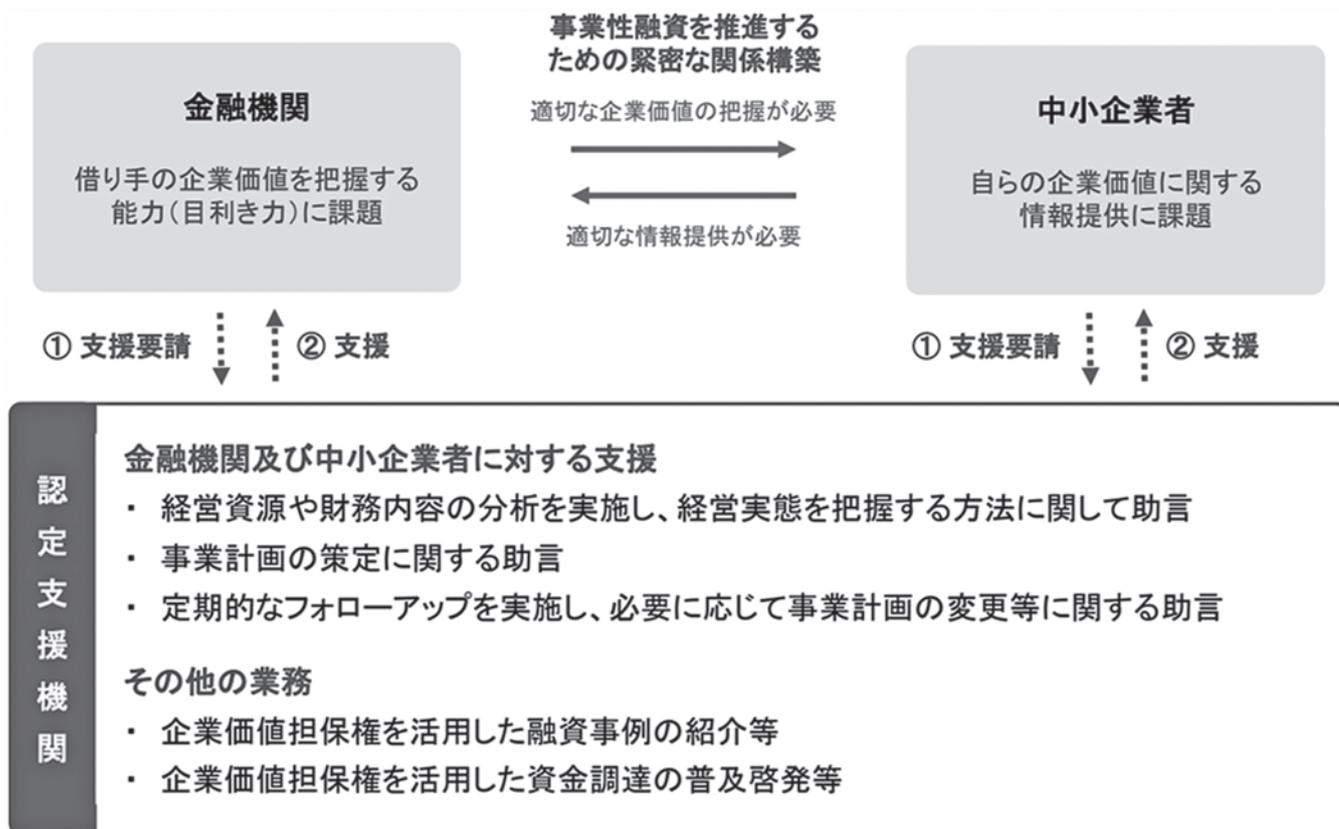


図2 認定事業性評価融資推進支援機関の役割

(資料) 金融庁「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料」

認定事業性融資推進支援機関は、専門的支援や十分な実施体制を備えている者を認定することになっており、金融機関や中小企業に対する助言などを行うことが求められている。

つまり、新たな担保権が設定されたことで、無形資産に対する専門的な知見を有し、助言ができる機関（組織）が必要となっている。この機関をだれが担うのかは、現時点では明らかではないが、少なくとも、無形資産や知的資産に専門的な知見を有する弁護士が関与することになると考えている。

2. 3 金融機関の知的財産への注目は今に始まったことではない

前述のとおり、企業価値担保権の活用には無形資産を含む事業全体に対して金融機関が着目していくことになり、そうなるとう然知的財産の重要性は高まることになる。

このような流れは、実は今に始まったことではない。金融庁が平成26事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）で「事業性評価」⁽⁵⁾というコンセプトを掲げてから、多くの金融機関は取引先の事業内容や課題を把握し、本業支援という形で関与することに対してより深くコミットする動き方へとシフトしてきた。

時を同じくして、特許庁の施策として「知財ビジネス評価書」の提供が開始され、多くの金融機関が事業性評価の一環として知財ビジネス評価書の活用に取り組んだのである。これは、取引先である中小企業の強み等を知的財産の側面から把握できるツールであり、平成26年度から令和5年度までの間に、実に220の金融機関が活用しており、さらに知財ビジネス評価書を活用した融資の総額は100億円以上に達しているとのことである⁽⁶⁾。

筆者もこれまでに全国の金融機関と知財ビジネス評価書の活用について意見交換をしてきた経験があるが、「取引先の知的財産に着目して対話をすることで事業理解が相当深まった」「取引先との信頼構築に役立った」「融資だけでなく本業支援の具体的な提案に役立った」等、知的財産へ着目することに対する評価の声は多い。

こうした理解が、今般の「事業性融資の推進等に関する法律」の成立によって一層深まると捉えれば、知的財産

の世界にとっては大きな追い風となる環境にシフトしてきていると言えるのである。

最近のトピックとして、新法と新たな担保権について解説したが、以下では、より俯瞰的な視点で、知財・無形資産に関する動きについて述べていく。

3. 高まる知財・無形資産への注目

ここまで、主に金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）を取り巻く環境変化と、知的財産に対する注目の高まりに焦点を当てて整理してきた。ここからは、投資家というプレーヤーに視線を移して整理していきたい。

3. 1 コーポレートガバナンス・コード改訂

ここ数年、知財情報開示というキーワードを目にする機会が増えてきている。これは、コーポレートガバナンス・コードが改訂された際に、知的財産の取組や体制等について新たに言及されたことに起因しているだろう。

(1) コーポレートガバナンス・コード改訂と知的財産

改めてではあるが、コーポレートガバナンス・コード改訂に伴い、知的財産に関連する事項としてどのような内容が追加されたのかを整理しておきたい。

表1 コーポレートガバナンス・コードに見られる知的財産の記述⁽⁷⁾

該当箇所	内容
補充原則 3-1③	上場会社は、経営戦略の開示に当たって、自社のサステナビリティについての取組みを適切に開示すべきである。また、人的資本や知的財産への投資等についても、自社の経営戦略・経営課題との整合性を意識しつつ分かりやすく具体的に情報を開示・提供すべきである。
補充原則 4-2②	取締役会は、中長期的な企業価値の向上の観点から、自社のサステナビリティを巡る取組みについて基本的な方針を策定すべきである。また、人的資本・知的財産への投資等の重要性に鑑み、これらをはじめとする経営資源の配分や、事業ポートフォリオに関する戦略の実行が、企業の持続的な成長に資するよう、実効的に監督を行うべきである。

まず、補充原則3-1③においては、経営戦略等の開示に際して、知的財産への投資についても整合性を持って開示することが求められている。また、補充原則4-2②においては、取締役会がその方針や活動を監督することが求められている。

ここで、「補充」原則と記載されていることからわかるように、これらの内容については、その上位概念たる基本原則等が存在する。例えば、補充原則3-1③の上位概念にあたる基本原則3では、財務情報のみならず経営戦略・経営課題等の非財務情報を開示することや、法令に基づく開示以外の情報の提供についても取り組んでいくことが求められている。その中で、原則3-1においては、会社の意思決定の透明性の確保や、実効的なコーポレートガバナンスの実現を目的とし、経営戦略等の考え方等について開示することが求められている。

つまり、その会社の経営戦略の蓋然性を高める根拠等の一つとして、知的財産に関する情報を経営戦略に紐づけて開示していくことが求められている、と解釈できるのではないだろうか。

(2) コーポレートガバナンス・コードとは何か

コーポレートガバナンス・コードにおける知的財産の記述内容や意義を確認したところで、そもそもコーポレートガバナンス、そしてコーポレートガバナンス・コードとは何か、という点を改めて振り返っておきたい。投資家というプレーヤーに着目していくにあたっては、これらの存在意義等を理解することが重要だからである。例えば、コーポレートガバナンスについては、以下のような定義がされている。

「「コーポレートガバナンス」とは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組みを意味する。」⁽⁸⁾

ここで重要なのは、会社が自社内部のことだけに目を向けるのではなく、外部のステークホルダーにも目を向けた活動・姿勢を見せるということである。これは、会社が株主のものであるという考え方や、会社が社会的存在という側面を有するものであるという考え方にも立脚している。そうすると、コーポレートガバナンスを通じて、会社自体が持続的に成長することや、企業価値の向上を図っていくことが当然に求められるのである。つまり、会社はこうした目標に対して正面から向き合い、実現するための取組を実行し、さらにそれをステークホルダーへと開示することによって、社会的責任を果たしていくことが重要となる。そして、コーポレートガバナンス・コードは、こうしたコーポレートガバナンスを的確に実行していくうえでの原則を取りまとめたものとして位置づけられているのである。

(3) コーポレートガバナンス・コード改訂の背景

もともと、コーポレートガバナンス・コードは、2015年に金融庁と東京証券取引所が策定して運用され始めたものである。その背景には、2013年に閣議決定された「日本再興戦略」及び2014年に閣議決定された「日本再興戦略」改訂2014－未来への挑戦－がある。同文書においては、日本企業の稼ぐ力を高めるための手段の一つとして、コーポレートガバナンスの強化が謳われており、その一環としてコーポレートガバナンス・コードの策定が行われることになった、ということである。なお、これに先んじて、2014年に投資家の行動原則を整理した「日本版スチュワードシップ・コード」が策定されている。スチュワードシップ・コードに法的拘束力はないものの、2024年6月30日時点で334の機関投資家が受け入れを表明している⁽⁹⁾。

その後、2018年により実効性のあるコーポレートガバナンスを進めていくこと等の目的から一度目のコーポレートガバナンス・コード改訂が行われた。当時の改訂時には、あわせて金融庁から「投資家と企業の対話ガイドライン」が公表されている。これは、投資家と企業との間で重点的に議論されることが期待される事項を取りまとめたものである。さらに2021年に二度目の改訂が行われて今日に至るわけであるが、二度目の改訂においてはコロナ禍による環境変化等を契機として各企業が一層持続的成長を確かなものとするために必要な対応を行う必要性が増したこと等が背景に存在する。その証左として、知的財産以外の追加・修正点として、サステナビリティに関連する項目や中長期的な企業価値向上というキーワード、人材戦略の取組等が多く散りばめられている。なお、二度目のコーポレートガバナンス・コード改訂とあわせて、投資家と企業の対話ガイドラインも改訂されている。

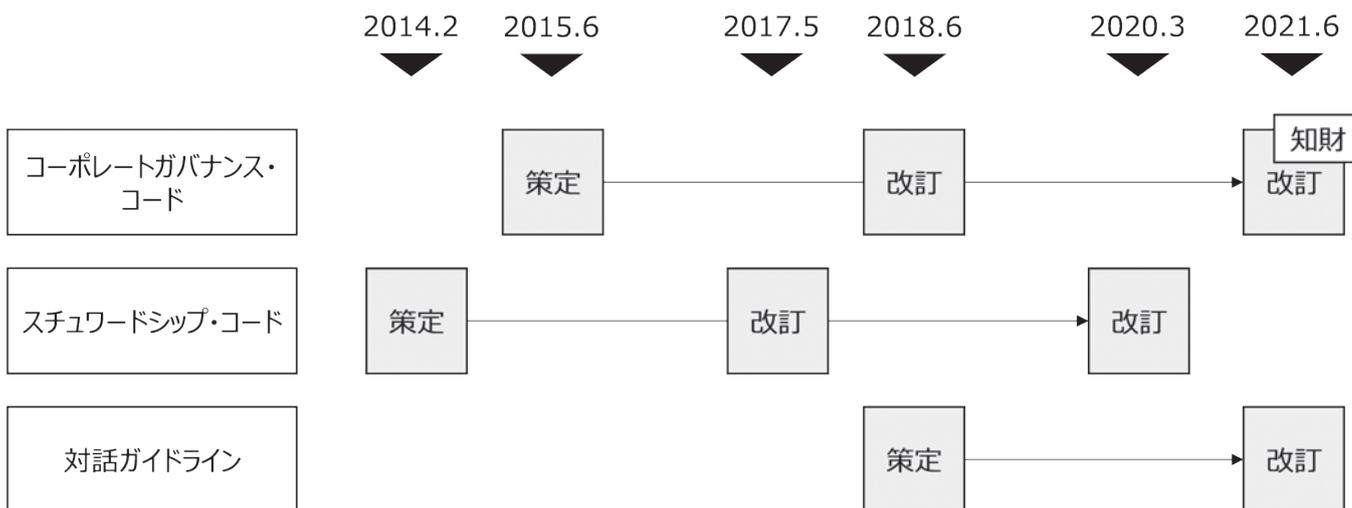


図3 各種文書の策定・改訂の変遷

3.2 投資家の考え方

企業だけでなく、投資家を含めた様々なプレーヤーが知的財産を重視する機運が高まることは歓迎すべきであり、知財業界にとっても追い風になるものと捉えているが、闇雲に、例えば単に自社の出願件数、保有権利件数等を何のストーリーもなく開示するだけではかえって逆効果ともなりかねない。投資家は、当然であるが企業の知財

情報だけを見ているのではなく、企業の成長性等を含めた全体ストーリーやその蓋然性等を見ているはずである。

そこで、ここからは、そもそも投資家が何を見ようとしているのか、という点について紐解いていくこととしたい。

(1) スチュワードシップ・コードから紐解く

まず、投資家がスチュワードシップ責任を果たすための諸原則を定めたスチュワードシップ・コードから投資家の目線を紐解いてみたい。

これは、投資家の行動原則全体を定めたものであるため、例えば投資家自身はその責任を果たすための方針を策定・公表することを求める等、多様な視点で記載されている。その中で本稿に関連するものとして注目したいのは「原則3」である。原則3では「機関投資家は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握すべきである。」と記載されている⁽¹⁰⁾。

その下に掲げられている指針では、投資家が中長期的な視点で企業の状況を把握することや、企業戦略等の非財務情報についても把握することが記載されている。

なお、原則4では投資家による対話の方針について触れられているが、ここでは公表情報をもとに対話を行う旨が掲げられており、対話において未公表の重要事実を受領することについては慎重になるべきとも記載されている。

これらを踏まえると、投資家は非財務情報も含めた企業の戦略等に関する情報を、公表された形式でかつ充実した内容で把握したいのだろうと考えられる。

(2) 各種データ等から紐解く

前述した内容は、原則論をもとに記載したものであるが、ここで「投資家は、何をもとにして、具体的にどのような情報を把握しようとしているのか。現状の情報開示に満足しているのか。」という疑問が生じてくる。

一点目として投資家が見る媒体であるが、開示が義務付けられている有価証券報告書やコーポレートガバナンス報告書等は当然対象となる。さらには、任意開示書類である統合報告書等にも目を通すことになる。特に統合報告書については、近年公表する会社が増加してきている⁽¹¹⁾が、投資家もその内容に一層注目するようになってきている。一般社団法人生命保険協会の調査によれば、投資先企業がESGへの取り組みを開示する媒体として統合報告書が望ましいと回答した機関投資家は8割以上となっており、また企業との対話時には必ず確認すると回答した機関投資家は半数程度となっている⁽¹²⁾。

このような統合報告書活用の動きは、国際統合報告協議会（IIRC）が2013年に国際統合報告フレームワークを公表したことに起因している。詳細はフレームワーク本体を参照されたいが⁽¹³⁾、その構成要素として「組織概要と外部環境」「ガバナンス」「ビジネスモデル」「リスクと機会」「戦略と資源配分」「実績」「見通し」「作成と表示の基礎」が掲げられている。つまり、当該企業が目指す方向へたどり着くにあたっての戦略とそれを実現するためのガバナンス及びビジネスモデルが基軸としてあり、外部環境変化の認識と照らし合わせたりリスクと機会についても語る事が求められていると言えよう。

二点目として投資家がどのような情報を把握しようとしているかについてであるが、その企業の持続可能性や企業価値向上に資する価値創造のメカニズムを、統合されたストーリーとして把握しようとしている、という点は言えそうである。そのストーリーの構成要素の詳細は、前述したフレームワーク等を参照されたいが、「統合」という点にその要諦があるように思える。つまり、統合報告書の中で、様々な話を断片的に、独立して記載するのではなく、自社が目指す方向という一本の大きな軸を拠り所として、それに統合するようなイメージで情報が開示されることを望んでいる、ということである。この点、実際に投資家からもそのような声が聞かれるところであり、国際統合報告フレームワークでも謳われている「統合思考」が重要であるとの指摘は少なくない。

その他個別論点として、昨今「人的資本」というキーワードを目にすることも多い。中長期的な投資等に際して、投資家が最も重視している項目として「人材投資」を挙げているという調査報告もある⁽¹⁴⁾。

三点目として果たして投資家が現状の情報開示に満足しているかという点であるが、必ずしもそうではないことを示唆する情報が多く見受けられる。もっとも、多くの会社は統合報告書について、幅広いステークホルダーに自社の価値を理解してもらうことを目的として公開しているものの、一方でその内容がステークホルダーのニーズを満たせているかわからないという課題も自認しているようである。実際、投資家は現状の開示内容に必ずしも満足はできていないとの話もある。この点、開示されている情報が一つのストーリーとして整理されていないことを指摘する声がよく聞かれるところであり、開示する情報の整合性・統合性に課題があるということではないだろうか。

3. 3 企業は何を魅せていくべきであるか

ここまで、コーポレートガバナンス・コード改訂の背景と、投資家の考え方を中心に整理してきたが、最後にこれらを踏まえたうえで、企業は知的財産について何を魅せていくべきであるか、ということを考えていきたい（ここでは、あえて「見せる」ではなく、「魅せる」という表現を用いる）。

(1) 自社の経営戦略と統合させた魅せ方

こうして知財情報開示を取り巻く環境を俯瞰すると、投資家は特許等の情報を単独で見たいわけではなさそうだと見えてくる。例えば経営戦略を語るにしても、自社が特許を何件持っているかという情報だけでは、投資家にとっては完全に不足であろう。

自社の成長戦略が目指す方向を示しながら、その蓋然性を高めるツールとして知財情報をどのように分析・活用しているのか、自社の成長を支えるための知的財産としてどのようなものがあるのか、というような、経営と知的財産を統合したストーリーにする必要がある。そのような魅せ方をして、投資家へと語りかける姿勢が重要となる。

前述のフレームワークも意識するならば、例えば「なぜ自社のビジネスモデルが優位性を確保できるのかを、自社の知的財産（特許だけでなくその他の権利やノウハウ等も含む）からも説明する」「リスクや機会を、外部知財情報の分析結果も踏まえて論じる」等が挙げられる。統合報告書で表現する価値創造ストーリーは、法令等で定められた固定フォーマットがあるわけではないので、実際には各社各様となるが、いずれにしても自社の価値創造ストーリーを構成する要素を下支えするツールとして知財面から言及する、ということである。自社の成長の根拠として知的財産に関する情報を魅せていくことができれば、投資家の納得感も高まるだろう。

(2) 人的資本の視点とも統合させた魅せ方

また、そうした知的財産を自社はなぜ創出できるのか、という仕組み等もあわせて言及していくことによって、その戦略の蓋然性が高まるだけでなく、会社としての持続可能性についての信頼性も高まることになろう。ここには人的資本というキーワードも関わってくるはずであり、当然ダイバーシティ的な話もやはり統合され得る。留意すべきは、単に人材の多様性を数字で示す定量情報だけを開示するのではなく、そうした多様性を高めることによって、多様な知財創出の組織体制を拡充している、というストーリーで投資家に語りかける必要がある、ということである。そのようなストーリーとして開示した方が、投資家にとっては会社のイメージがわきやすくなるだろう。

この点、特許庁の調査研究報告書によれば、価値創造やイノベーション創出といった文脈で、組織のダイバーシティを高めることはポジティブな効果をもたらすことが期待されると述べられている。

- ダイバーシティの視点を取り入れることは、イノベーション創出に対してプラスに働き得るものであり、社会全体に恩恵をもたらすことが期待される。
- ただし、単にダイバーシティを数値目標として設定するのではなく、「ダイバーシティによって何を進めるのか」という目的意識を持つことが重要である。

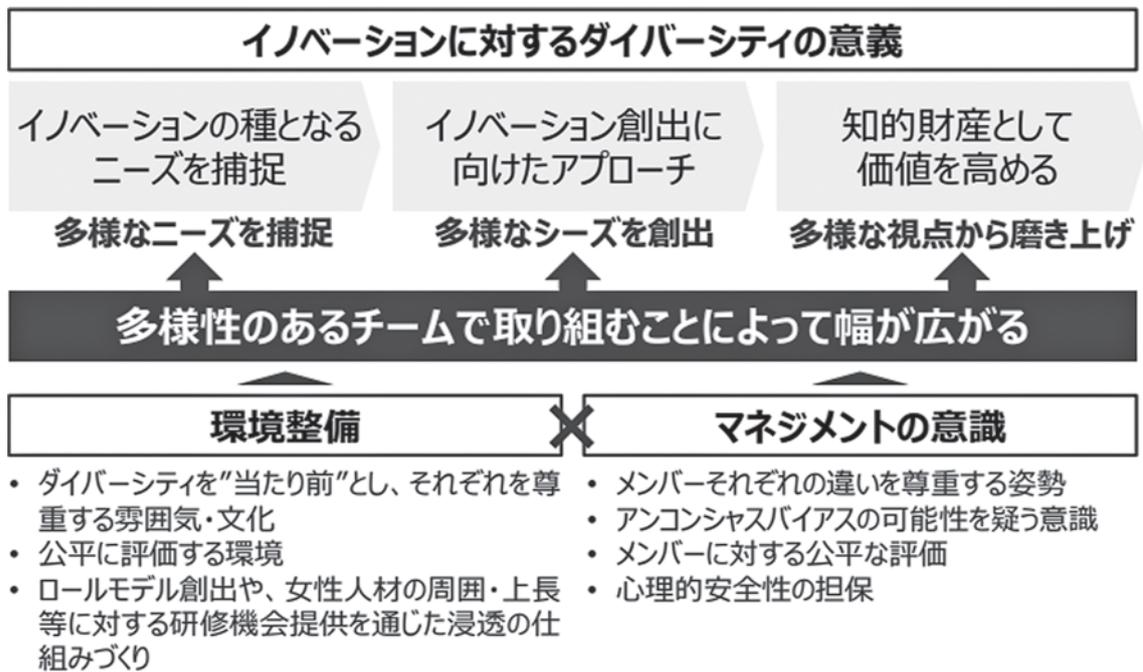


図4 イノベーションに対するダイバーシティの意義⁽¹⁵⁾

無形資産の価値への注目が高まる中で、当然のように人的資本への注目は高まる。人的資本がどのように価値創造へと結びついているのか、あるいは結び付けていこうとしている（投資している）のかを会社は表現しなければならない。

これは、イノベーションの原点に立ち返れば、ある意味当然の考え方ともいえる。イノベーションが「新結合」によって創出され得るものだとすると、結合させる要素に多様性があればあるほどそれは生まれる可能性が出てくるだろう。ダイバーシティの意義は、この点にもあると言えるのではないだろうか。多様性が担保された組織であれば、知財創出の種になるニーズを多面的に捕捉でき、またそれに対する知財創出のアプローチ方法にも多様性が出てくる。多様性に乏しい組織だと、こうはいかないのではないだろうか。つまり、大胆に捉えようと、多様性に欠ける組織では、単純に同じ方向へ地道に積み上げる足し算方式でしか知財創出をできないが、多様性が担保された組織であれば、ある意味掛け算的に多方面への展開可能性を秘めた知財創出をできるかもしれない。

(3) 非上場企業に対する示唆

これは対投資家という視点で整理したものであるが、例えば中小企業が金融機関と知的財産の観点で対話して、相互理解を深めながら共創していく際にも応用できる考え方であると考えられる。なぜなら、融資等の判断を行う金融機関にとっても、事業性評価や企業価値担保権の創設等の影響もあり、ますます企業の定性情報、つまり価値創造ストーリーを理解しようとする動きが出てくる可能性が高いからだ。

また、上場・非上場に関わらず、あらゆる企業にとって価値創造は最重要テーマであり、どのようにそれを実現していくかを考える際にこうした考え方は必須となるだろう。

4. おわりに

本稿では、企業が知財情報をステークホルダーへ開示し、対話を深めながら共創を図っていくことに焦点を当て、特に銀行等との関わりや投資家との関わりを整理してきた。

いずれの論点でも共通することとして、知財情報を「見せる」のではなく、「魅せる」という意識が重要だと言えるのではないだろうか。とにかく自社はこれを見せるのだ、というプロダクト・アウト的な思想での知財情報開示も完全に否定されるものではないが、ステークホルダーがどのような情報を使って何を判断しようとしているのか、というマーケット・イン的な思想を持って知財情報開示の在り方を改めて考え、相手に「魅せて」いくことが

重要であろう。

(注)

- (1) 特許庁「知財金融ポータルサイト」を参照。 <https://chizai-kinyu.go.jp/>
- (2) 金融庁「第 213 回国会における金融庁関連法律案」 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/213/index.html>
- (3) 金融庁「事業全体を対象とする担保制度の検討」 https://www.fsa.go.jp/policy/jigyoun_tanpo/index.html
- (4) 金融庁「事業性融資の推進等に関する法律案 説明資料」 <https://www.fsa.go.jp/common/diet/213/02/setsumei.pdf>
- (5) 金融庁「平成 26 事務年度金融モニタリング基本方針（監督・検査基本方針）」の中では、「地域金融機関は、必要に応じ、外部機関や外部専門家を活用しつつ、様々なライフステージにある企業の事業の内容や成長可能性などを適切に評価（「事業性評価」）した上で、それを踏まえた解決策を検討・提案し、必要な支援等を行っていくことが求められている。」と言及されていた。
- (6) 特許庁「取引先支援の現場から始める知財金融スタートガイド」 p.28
<https://www.jpo.go.jp/support/chusho/document/kinyu-katsuyo/shokai.pdf>
- (7) 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上のために～」 p.12、p.16（2021 年 6 月 11 日）
- (8) 株式会社東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード～会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために～」 p.1、（2021 年 6 月 11 日）
- (9) <https://www.fsa.go.jp/singi/stewardship/list/20171225.html>
- (10) スチュワードシップ・コードに関する有識者検討会（令和元年度）「「責任ある機関投資家」の諸原則＜日本版スチュワードシップ・コード＞～投資と対話を通じて企業の持続的成長を促すために～」 p.14、（2020 年 3 月 24 日）
- (11) 株式会社宝印刷 D&IR 研究所「「統合報告書発行状況調査 2023」最終報告」によれば、2023 年 1 月～2023 年 12 月末時点で統合報告書を発行した企業数は 1,109 社とされている。
<https://www.dirri.co.jp/res/report/uploads/2024/02/43defe0a0ba3215455b53fbbb84af45c0c0031e2.pdf>
- (12) 一般社団法人生命保険協会「企業価値向上に向けた取り組みに関するアンケート集計結果一覧（2023 年度版）投資家様向けアンケート」 p.26、p.43
- (13) IFRS Foundation「国際統合報告＜IR＞フレームワーク」（2021 年 1 月）を参照。
https://integratedreporting.ifrs.org/wp-content/uploads/2021/09/IR-Framework-2021_Japanese-translation.pdf
- (14) 一般社団法人生命保険協会「企業価値向上に向けた取り組みに関するアンケート集計結果一覧（2023 年度版）投資家様向けアンケート」 p.16
- (15) 特許庁（調査請負先：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）「知財エコシステムにおけるジェンダーの多様性と包摂性に関する調査研究報告書」（2024 年 3 月）

(参考文献)

- J.A. シュンペーター著、塩野谷祐一訳、東畑精一訳、中山伊知郎訳（1977）「経済発展の理論（上）」岩波文庫
貝沼直之、浜田宰（2019）「統合報告で伝える価値創造ストーリー」商事法務
中村直人、倉橋雄作（2021）「コーポレートガバナンス・コードの読み方・考え方〔第 3 版〕」商事法務
伊藤和憲（2021）「価値共創のための統合報告—情報開示から情報利用へ—」同文館出版

(原稿受領 2024.11.20)